◇津市における居住環境基準の取扱い

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第３号で「建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」と定められています。

当該基準を、「居住環境基準」といい、所管行政庁が具体的な要件を選定することとされています。

津市において、選定された居住環境基準は下記のとおりです。

◆居住環境基準

１　地区計画等の区域内における取扱い

次の地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請にかかる建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であって、建築確認で別途審査を行う条例制定項目以外の項目に限る）に適合しない場合は、認定を行わない。

(1)　一身田上津部田地区地区計画
(2)　長岡・河辺町地区地区計画
(3)　長岡町地区地区計画
(4)　城ヶ苑地区地区計画
(5)　豊が丘地区地区計画
(6)　片田団地地区地区計画
(7)　一身田上津部田東地区地区計画
(8)　垂水地区地区計画
(9)　桜橋三丁目地区地区計画
(10)　明神風早地区地区計画
(11)　上野地区地区計画
(12)　長岡・河辺町東地区地区計画
(13)　城山一丁目地区地区計画
(14)　グリーンオアシス津南地区地区計画
(15)　ハーモニータウン地区地区計画
(16)　南が丘三丁目地区地区計画
(17)　久居元町東地区地区計画
(18)　久居元町地区地区計画

(19)　久居元町西地区地区計画
(20)　あのつ台地区地区計画
(21)　南が丘四丁目地区地区計画

２　景観計画の区域内における取扱い

申請に係る建築物が、三重県景観計画において届出が必要である場合には、当該景観計画のうち建築物に関する景観形成基準に適合しない場合は、認定を行わない。

３　都市計画施設等の区域内における取扱い

次の区域内においては、認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

(1)　都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域
(2)　都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の区域